

足立区の駐車場整備地区について

令和4年4月現在

建築物の延べ面積が1500㎡以上（駐車場面積除く）の場合適用される可能性があります。

道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため、駐車場整備地区及び周辺地区が指定されており、一定規模を超える建築物は、東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号）に基づき駐車施設の附置が必要となります（原則、敷地内に附置）。

足立区の駐車場整備地区は、千住地域の一部が指定されており、周辺地区には、駐車場整備地区と商業地域、近隣商業地域以外の全域が指定されています。

東京都駐車場条例については、東京都例規集（東京都総務局のホームページ）から閲覧できます。

足立区における東京都駐車場条例に係る建築物における駐車施設の附置義務				
地区・地域	用途		対象建築物の規模	駐車台数の算定
駐車場整備地区 （千住地域の一部） 商業地域 近隣商業地域	特定用途 ※2	百貨店 その他の店舗	1,500㎡超 ※1	250㎡ごとに1台
		その他		300㎡ごとに1台
		非特定用途 ※3		共同住宅
その他	300㎡ごとに1台			
周辺地区 （上記以外全域）	特定用途 ※2		2,000㎡超	300㎡ごとに1台

（※1）複合建築物の場合は、特定用途＋非特定用途×3／4＞1,500㎡

足立区における荷さばきのための駐車施設の附置義務台数				
地区・地域	用途		対象建築物の規模	駐車台数の算定
駐車場整備地区 （千住地域の一部） 商業地域 近隣商業地域	特定用途 ※2	百貨店 その他の店舗	2,000㎡超	2,500㎡ごとに1台
		事務所		5,500㎡ごとに1台
		倉庫		2,000㎡ごとに1台
		その他		3,500㎡ごとに1台
周辺地区 （上記以外全域）	特定用途 ※2		3,000㎡超	7,000㎡ごとに1台

（※2）**特定用途**＝劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会室、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場またはこれらの2以上のもの。

（※3）**非特定用途**＝特定用途以外の用途（共同住宅含む）

（注1）対象建築物の規模は、自動車および自転車の駐車場を除く面積です。

（注2）対象建築物の規模が6,000㎡に満たない建築物、及び、床面積が6,000㎡を超える事務所は、駐車台数が緩和されます。詳しくは東京都例規集（東京都総務局のホームページ）から確認してください。

（注3）荷さばき駐車施設は最大10台とし、一般の駐車施設の内数とすることができます。

問い合わせ先

駐車場整備地区の位置について 開発指導課 用途照会係
中央館4階 03-3880-5111（内線2651～2652）

東京都駐車場条例について 建築審査課 審査第一係・第二係
中央館4階 03-3880-5111（内線2615、2616、2621）